

特定施設入居者生活介護事業所運営規程

株式会社ハートフルケア指定特定施設入居者生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社ハートフルケアが開設する指定特定施設入居者生活介護事業所「ハートフル稲毛」(以下「事業所」という)が行う指定特定施設入居者生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という)に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 特定施設等は、利用者に対し、特定施設入居者生活介護について、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう提供する。
- 2 特定施設等が提供するサービスは、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとする。
 - 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努める。
 - 4 サービス提供は、個別の特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実行する。
 - 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し利用者又その家族のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法の精神に立って、個人情報の管理等に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|--------------------------|
| 一 名 称 | ハートフル稲毛 (特定施設入居者生活介護事業所) |
| 二 所在地 | 千葉県千葉市稲毛区黒砂台 3-2-41 |
| 三 定 員 | 44人 |
| 四 居室数 | 44室 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 常勤換算方法で利用者の数が100又はその端数をますごとに1人以上
生活相談員は、利用者又は家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

三 看護職員又は介護職員 次のとおりとする。

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上置くものとする。なお、要支援者については要介護者0.3人分として算出する。

ロ 看護職員の数、次のとおりとする。

(1) 利用者の数が30人を超えない場合は、常勤換算方法で1人以上

(2) 利用者の数が30人を超える場合には、常勤換算で1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の人数

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保険衛生上の指導や看護を行う。介護職員は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

四 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、必要に応じ生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

五 計画作成担当者 1人以上 (利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

六 栄養士 1人以上 (HITOWA フードサービス株式会社)

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、料理員の指導等を行う。

七 調理員 1人以上 (HITOWA フードサービス株式会社)

)

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

八 事務職員 1人以上

事務職員は必要な事務を行う。

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第5条 指定特定施設生活介護の内容は次のとおりとする。

一 入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話

二 機能訓練及び療養上の世話

三 入浴介護が必要な利用者については、週2回のサービス提供を標準とする

(指定特定施設入居者生活介護の利用料その他の費用の額)

第6条 特定施設入居者生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代 実費

三 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続）

第7条 事業所の従業者は、利用者を他の介護居室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第8条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（緊急時における対応方法）

第9条 指定特定施設生活介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- （4）上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。

- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 特定施設入居者介護に従事する従業者は、専ら当該事業に従事するものとする。

ただし、サービスの提供の上で差し支えない場合には、有料老人ホームハートフル稲毛の他の業務を行うことがある。

- 2 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

- 3 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社ハートフルケア代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成22年4月1日改訂

平成27年8月1日改訂

令和4年7月1日改訂

令和5年8月1日改訂